令和6年度　市町村職員の給与等について

岡山県県民生活部市町村課

目次

1　職員数の推移
2　部門別職員数の推移
3　部門別職員数
4　ラスパイレス指数の推移（一般行政職）
5　市町村別ラスパイレス指数（一般行政職）
6　給料表の級数・構造
7　給料表級別職員数
8　初任給基準額
9　期末・勤勉手当
10　人事評価結果の活用状況（昇給、勤勉手当）
11　人事評価結果の活用状況（昇任・昇格、分限）
12　市町村別ラスパイレス指数（技能労務職）
13　特別職の給料（報酬）
14　参考

職員数の推移

- 各市町村の職員数の推移は、令和3年度については市立病院の地方独立行政法人化等により減少していますが、ここ数年は横ばい～緩やかな増加傾向にあります。

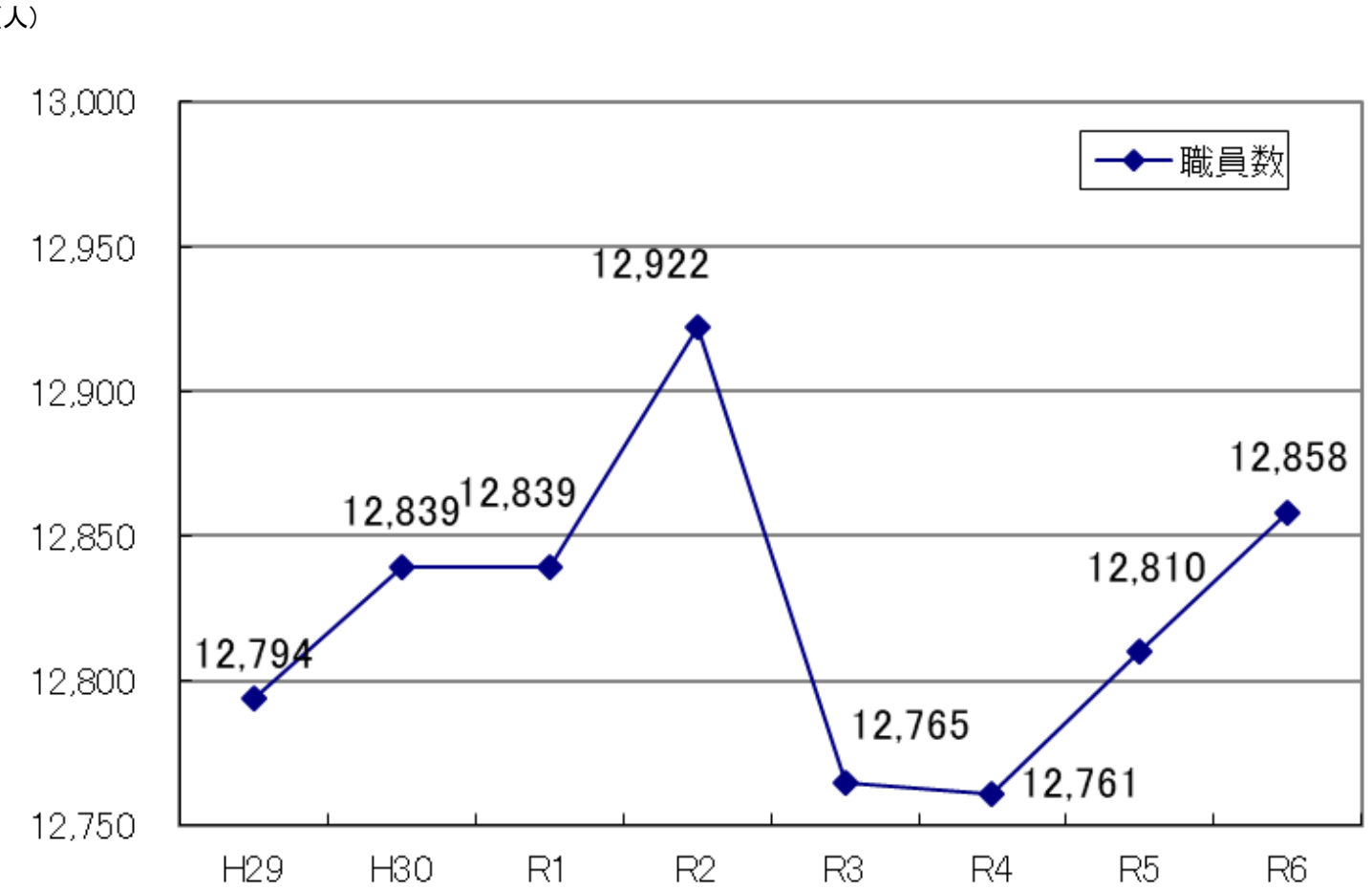

地方公務員給与実態調査（各年４月１日現在）（岡山市を除く数値）

部門別職員数の推移

- 一般行政部門（議会、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生）は、令和6年度は横ばいであるものの、ここ数年は増加傾向にあります。
- 近年は特に、子育て支援の充実・強化等に伴い、教育、民生部門等で人員が増加しています。
- 公営企業部門のうち病院は、令和3年度の市立病院の地方独立行政法人化により、減少しています。

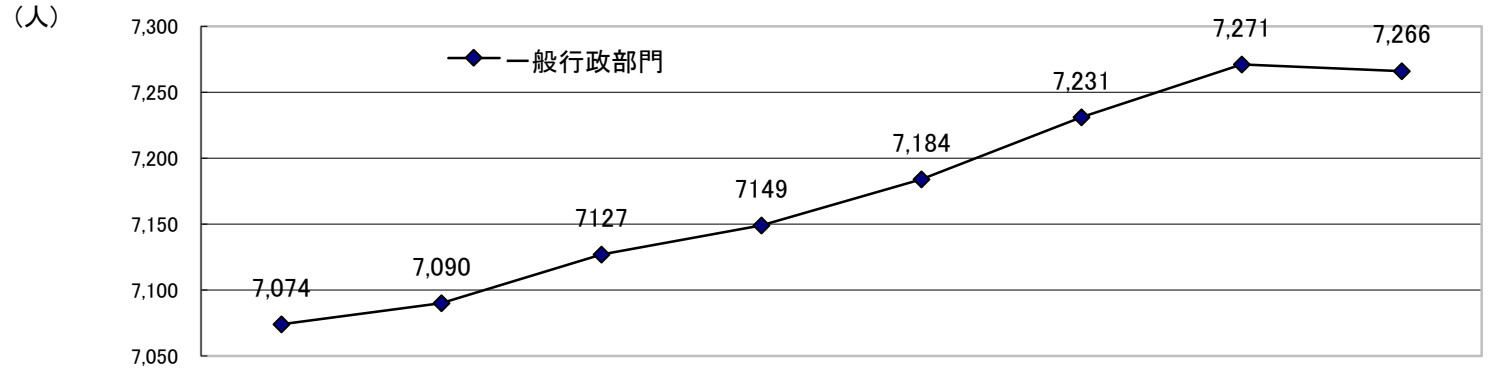

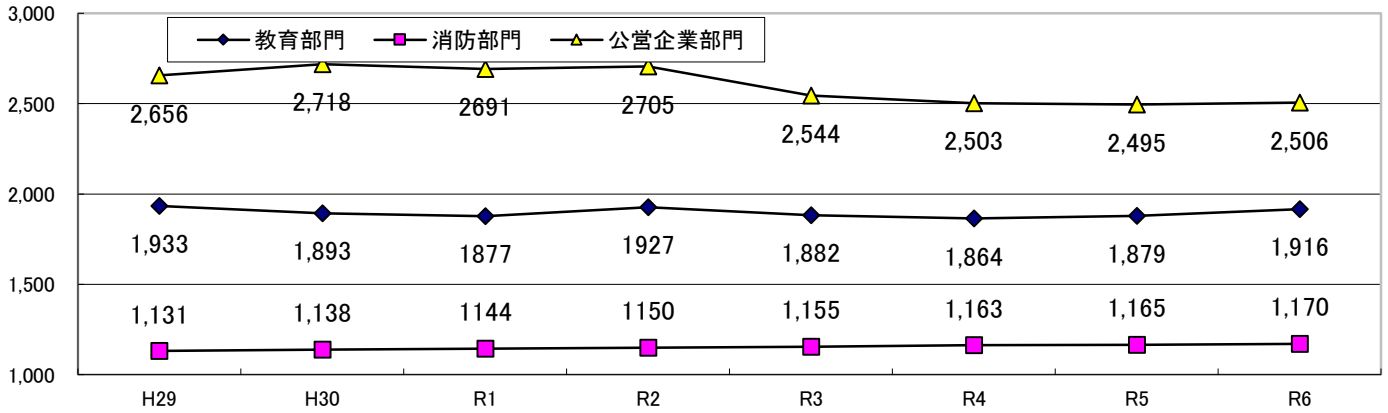

（令和6年地方公共団体定員管理調査）（岡山市を除く数値）

部門別職員数

- 令和6年4月1日現在の岡山市を除く市町村職員数は、12,858人です。
- 行政部門別に見ると、国が定員に関する基準を定めている民生・衛生部門、教育部門、消防部門で50%近くを占めています。

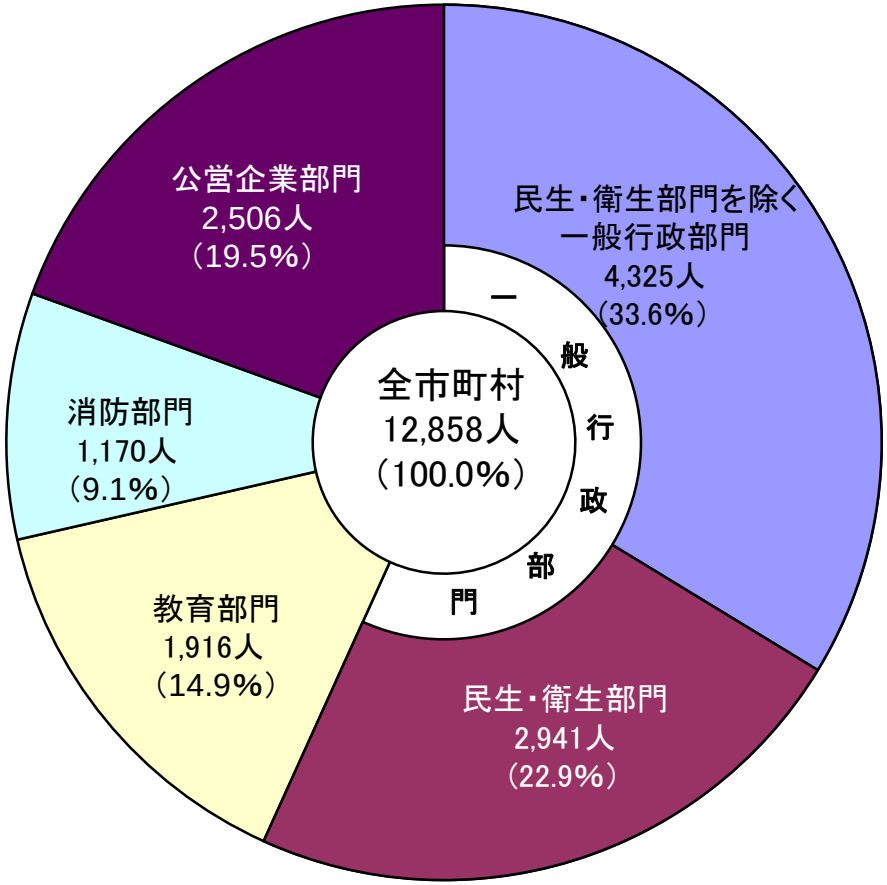

（令和6年地方公共団体定員管理調査）（岡山市を除く数値）

ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

- ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100としたときの市町村職員の給与水準です。
- 県内市の平均値は全国平均をやや上回っており、町村の平均値は全国平均をやや下回っています。

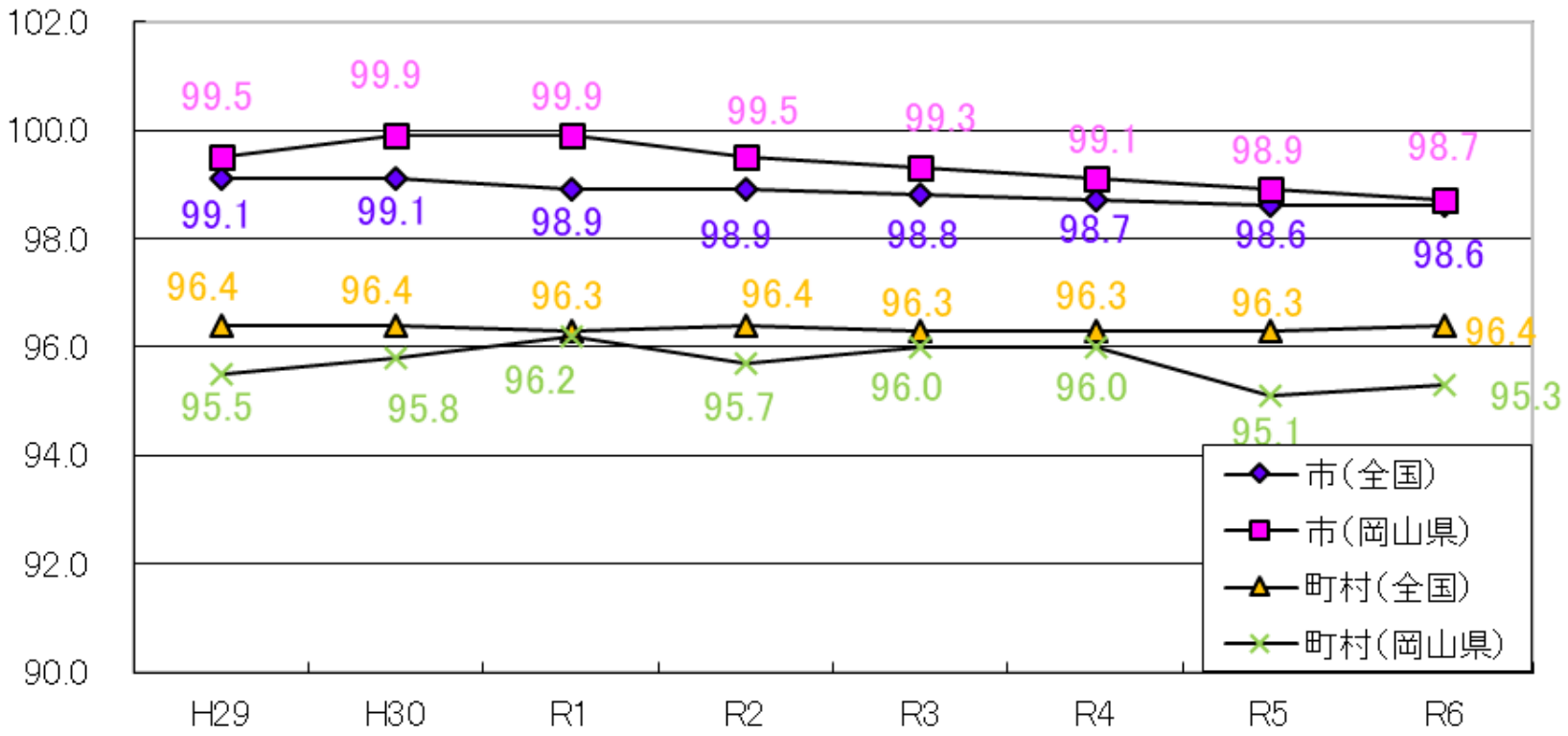

（地方公務員給与実態調査（各年4月1日現在））（岡山市を除く数値）

市町村別ラスパイレス指数（一般行政職）

- 市町村別（一般行政職）のラスパイレス指数です。
- 国家公務員の給与水準と比べて乖離が生じている市町村においては、その適正化を図る必要があります。

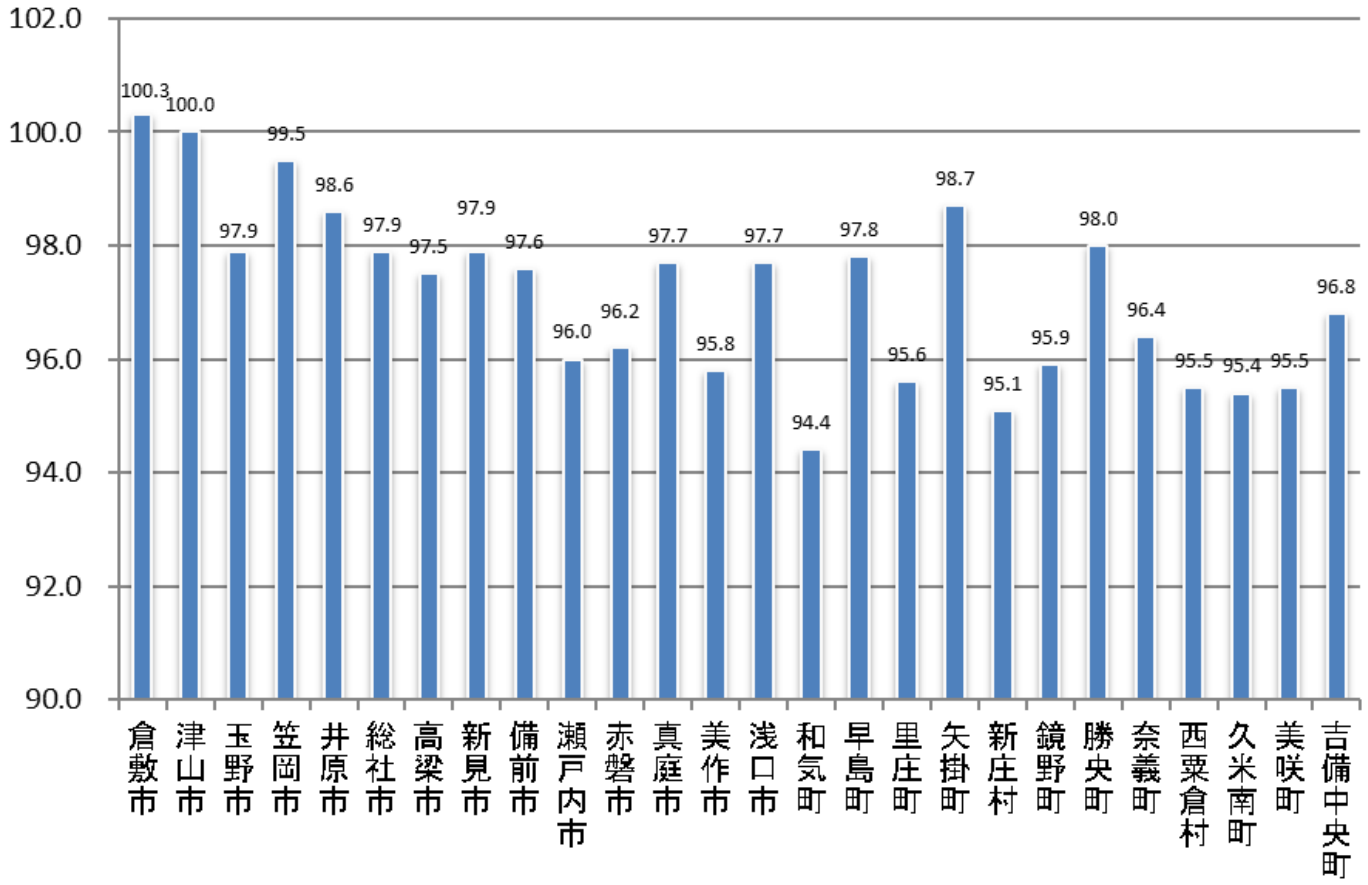

（令和6年地方公務員給与実態調査（4月1日現在））

給料表の級数・構造

- 地方公務員の給与は、給与条例主義、職務給の原則、均衡の原則に基づき決定されます。
- 給与制度は国家公務員に、給与水準は地域の民間給与水準に準拠する必要があります。

	一般行政職		技能労務職	
	級数	構造が国と異なる	級数	構造が国と異なる
倉敷市	9		5	
津山市	7		2	
玉野市	7	○	4	○
笠岡市	8	○	3	○
井原市	8	○	2	○
総社市	8		5	
高梁市	6	○	1	○
新見市	8		1	○
備前市	8		5	
瀬戸内市	7		5	
赤磐市	7		5	
真庭市	7		5	
美作市	7		5	
浅口市	7		1	○

	一般行政職		技能労務職	
	級数	構造が国と異なる	級数	構造が国と異なる
和気町	6		4	
早島町	6		3	
里庄町	6		3	
矢掛町	7		4	
新庄村	6		3	
鏡野町	6		4	
勝央町	6		5	
奈義町	7		4	
西粟倉村	6		3	
久米南町	6		4	
美咲町	6		4	
吉備中央町	7		4	

（令和6年地方公務員給与実態調査（4月1日現在））

給料表級別職員数

- 職務の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて決定されるべきであり、5級（概ね課長補佐）以上の構成比率など職員構成のバランスに留意する必要があります。

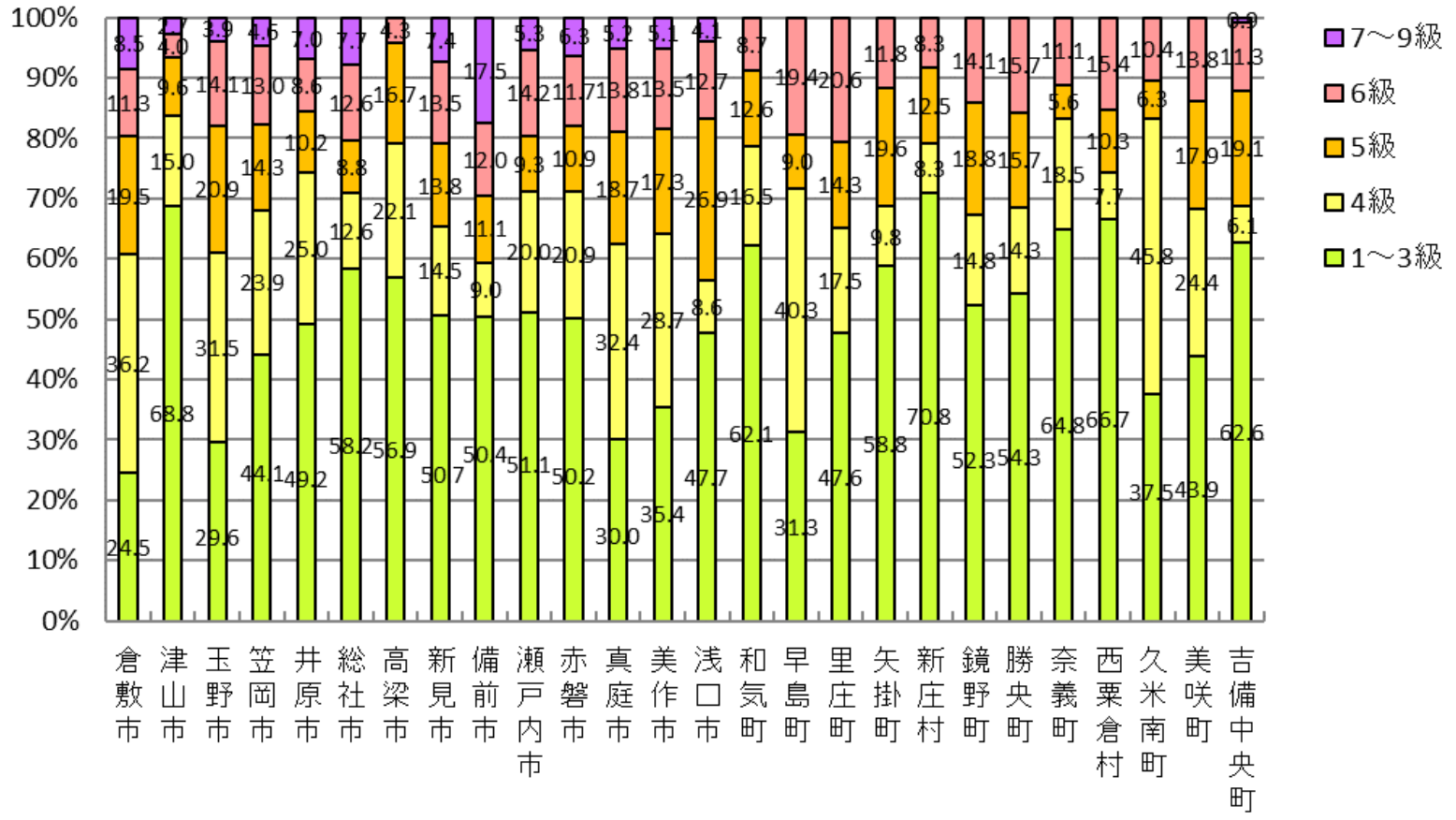

※四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

（令和6年地方公務員給与実態調査）

初任給基準額

- 均衡の原則により、国家公務員及び他市町村との均衡を図る必要があります。

（円）	一般行政職	
	大学卒	高校卒
倉敷市	202,400	170,900
津山市	196,200	166,600
玉野市	196,200	166,600
笠岡市	201,400	175,100
井原市	196,200	166,600
総社市	203,800	172,300
高梁市	200,200	166,600
新見市	196,200	166,600
備前市	196,200	166,600
瀬戸内市	196,200	166,600
赤磐市	196,200	166,600
真庭市	196,200	166,600
美作市	196,200	166,600
浅口市	196,200	166,600

（円）	一般行政職	
	大学卒	高校卒
和気町	196,200	166,600
早島町	196,200	166,600
里庄町	196,200	166,600
矢掛町	196,200	170,900
新庄村	196,200	166,600
鏡野町	196,200	166,600
勝央町	196,200	166,600
奈義町	196,200	166,600
西粟倉村	196,200	166,600
久米南町	196,200	166,600
美咲町	196,200	166,600
吉備中央町	196,200	166,600

国家公務員	196,200	166,600

※上記の初任給基準額は令和6年4月1日現在のものである。

期末･勤勉手当

- 地方公務員法の改正に伴い、平成28年４月１日以降、人事評価の結果を勤勉手当等の給与等処遇に反映させる必要があり、勤勉手当はその職員の成績率を乗じて得た額が支給されます。一部の市町村で一律支給とされており、能力･実績等を重視した運用が要請されています。

（支給月数）	期末手当	勤勉手当	合計
倉敷市	2.45	2.05	4.50
津山市	2.45	2.05	4.50
玉野市	2.45	2.05	4.50
笠岡市	2.45	2.05	4.50
井原市	2.45	2.05	4.50
総社市	2.45	2.05	4.50
高梁市	2.45	2.05	4.50
新見市	2.45	2.05	4.50
備前市	2.45	2.05	4.50
瀬戸内市	2.45	2.05	4.50
赤磐市	2.45	2.05	4.50
真庭市	2.45	2.05	4.50
美作市	2.45	2.05	4.50
浅口市	2.45	2.05	4.50

（支給月数）	期末手当	勤勉手当	合計
和気町	2.45	2.05	4.50
早島町	2.45	2.05	4.50
里庄町	2.45	2.05	4.50
矢掛町	2.45	2.05	4.50
新庄村	2.45	2.05	4.50
鏡野町	2.45	2.05	4.50
勝央町	2.45	2.05	4.50
奈義町	2.45	2.05	4.50
西粟倉村	2.45	2.05	4.50
久米南町	2.45	2.05	4.50
美咲町	2.45	2.05	4.50
吉備中央町	2.45	2.05	4.50

国家公務員	2.45	2.05	4.50

人事評価結果の活用状況（昇給、勤勉手当）

- 地方公務員法の改正に伴い、平成28年４月１日以降、人事評価の結果を給与等処遇に反映させる必要があります。人事評価結果を反映させずに昇給・勤勉手当の一律支給を行うこと、昇任・昇格及び分限処分を行うことは、地方公務員法の趣旨に反するため、速やかな是正が求められています。

	昇給						勤勉手当					
	1 評価結果の反映状況	2評価区分の設定状況	3根拠規定等の整備状況	1 評価結果の反映状況	2評価区分の設定状況	3根拠規定等の整備状況	1 評価結果の反映状況	2評価区分の設定状況	3根拠規定等の整備状況	1 評価結果の反映状況	2評価区分の設定状況	3根拠規定等の整備状況
	管理職員			一般職員			管理職員			一般職員		
倉敷市	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×
津山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
笠岡市	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総社市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高梁市	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内市	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
赤磐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美作市	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○
浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和気町	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
早島町	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
里庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢掛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新庄村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
鏡野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勝央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈義町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西粟倉村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
久米南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美咲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（令和6年度地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査（4月1日現在））

人事評価結果の活用状況（昇任・昇格、分限）

- 地方公務員法の改正に伴い、平成28年４月１日以降、人事評価の結果を給与等処遇に反映させる必要があります。人事評価結果を反映させずに昇給・勤勉手当の一律支給を行うこと、昇任・昇格及び分限処分を行うことは、地方公務員法の趣旨に反するため、速やかな是正が求められています。

	昇任・昇格						分限		
	1 評価結果を参考資料としているか	2要件の設定状況	3根拠規定等の整備状況	1 評価結果を参考資料としているか	2要件の設定状況	3根拠規定等の整備状況	1 評価結果を参考資料としているか	2要件の設定状況	3根拠規定等の整備状況
	管理職員			一般職員					
倉敷市	○	×	×	○	×	×	○	×	×
津山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉野市	○	○	○	○	○	○	×	×	×
笠岡市	○	×	×	○	×	×	○	×	×
井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総社市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高梁市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新見市	○	×	×	○	×	×	×	×	×
備前市	○	○	○	○	○	○	○	○	×
瀬戸内市	○	×	×	○	×	×	○	×	×
赤磐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美作市	○	×	○	○	×	○	○	×	○
浅口市	○	○	○	○	○	○	○	×	×
和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
早島町	×	×	×	×	×	×	○	×	×
里庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢掛町	○	×	×	○	×	×	○	○	○
新庄村	×	×	×	×	×	×	×	×	×
鏡野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勝央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈義町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西粟倉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久米南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美咲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（令和6年度地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査（4月1日現在）

市町村別ラスパイレス指数（技能労務職）

- 国家公務員（行政職俸給表（二）を適用する職員）の給与水準を100としたときの、市町村別（技能労務職）のラスパイレス指数です。
- 行政職俸給表（二）に準じた給料表を適用していない市町村の給与水準が高い傾向にあり、その適正化が必要とされています。

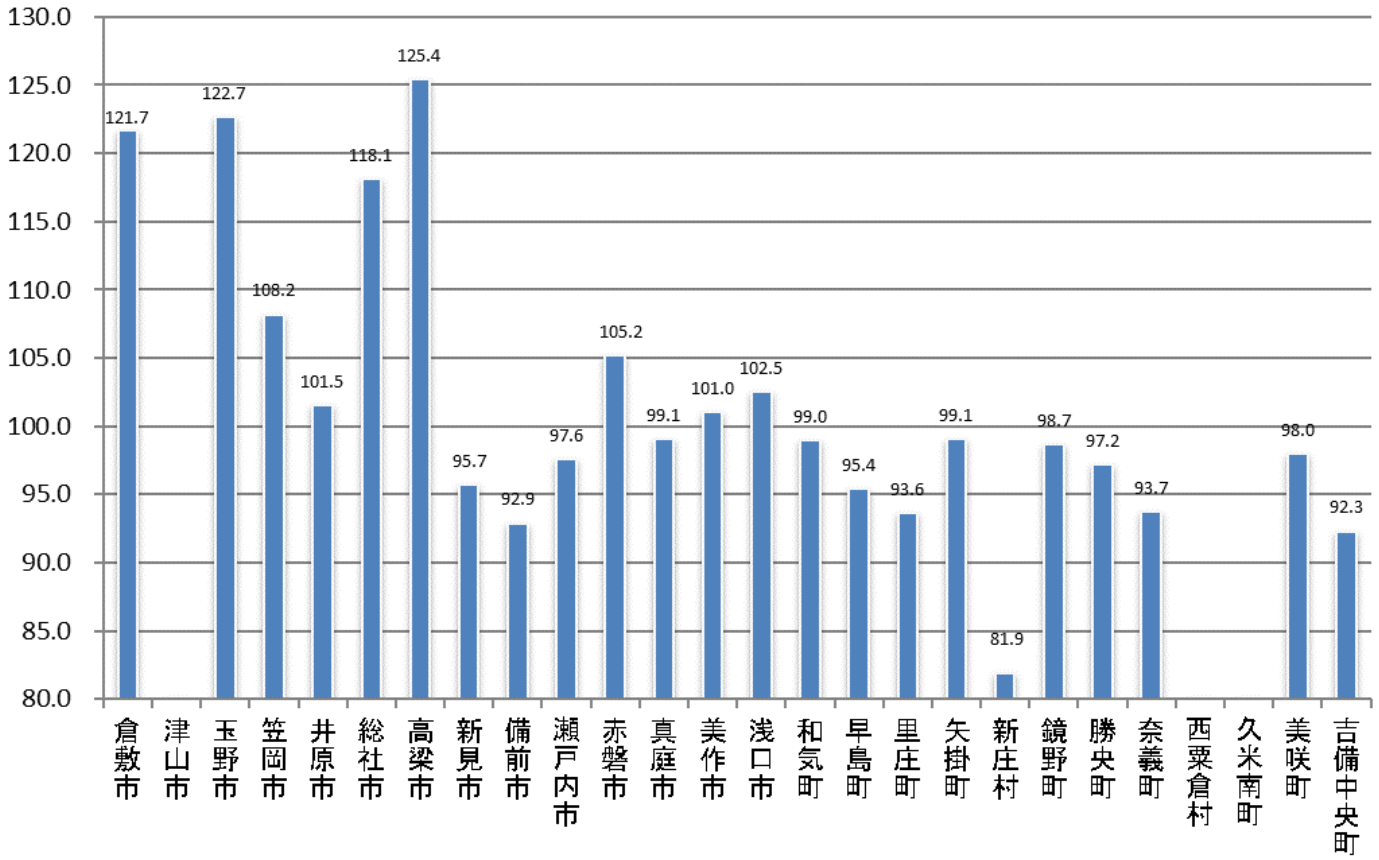

※津山市、西粟倉村及び久米南町は指数計算の対象となる技能労務職員がおらず、指数は空白にしている。

（令和6年地方公務員給与実態調査（4月1日現在））

特別職の給料（報酬）

- 特別職の給料（報酬）は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであり、生計費や民間賃金との比較において決定される一般職の職員の給与とは性格を異にしますが、第三者機関（特別職報酬等審議会）の意見を聞くなどして公正を期する必要があります。

（百円）	市町村長	副市町村長	議長	議員
倉敷市	11,500	9,300	7,800	6,700
津山市	6,860	6,630	5,550	4,650
玉野市	7,520	6,795	5,350	4,500
笠岡市	9,300	7,550	5,570	4,500
井原市	8,900	7,200	5,050	4,000
総社市	9,500	7,850	5,300	4,200
高梁市	8,300	6,700	4,250	3,420
新見市	7,470	6,750	4,250	3,300
備前市	8,750	7,200	4,550	3,550
瀬戸内市	8,800	7,200	4,500	3,500
赤磐市	8,900	7,000	4,550	3,500
真庭市	8,800	7,200	4,500	3,500
美作市	8,100	6,500	4,100	3,200
浅口市	8,800	7,200	4,700	4,000

（百円）	市町村長	副市町村長	議長	議員
和気町	6,790	5,720	3,120	2,340
早島町	3,880	6,310	3,330	2,573
里庄町	7,000	6,200	3,400	2,550
矢掛町	7,900	6,500	3,320	2,500
新庄村	6,300	5,500	2,600	1,900
鏡野町	7,450	6,050	3,180	2,440
勝央町	7,200	6,100	3,000	2,200
奈義町	7,000	5,700	2,660	2,050
西粟倉村	6,500	5,500	2,630	2,000
久米南町	6,730	5,790	2,800	2,200
美咲町	7,350	5,980	3,150	2,400
吉備中央町	7,150	5,850	3,150	2,400

（令和6年地方公務員給与実態調査（令和6年4月1日））

参考　給与構造改革

- 給与構造改革とは、地域における公務員給与の水準の見直し、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた給料構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とした抜本的な改革です。（平成18年度から22年度まで実施）
- 岡山県ではすべての市町村が平成18年4月から国に準じた見直しを実施しています。

給与構造改革の主な内容

地方における公務員給与水準の見直し

- 地域別の官民の給与較差を参考として、給料表の水準を全体として平均4.8%引下げ
- 民間賃金の高い地域へは地域手当の支給により調整

抑制型給与構造への転換

- 中高齢層は7%の引下げを行い給与カーブをフラット化
- 給料表の級ごとの最高号給を超える給料月額への昇給を廃止
- 55歳以上の職員については、昇給を抑制

勤務実績の給与への反映

- 現行の給料表の号給を4分割して、勤務実績に基づくきめ細かい昇給を実施
- 年4回の昇給時期を年1回（1月1日）に統一
- 勤勉手当の支給額に勤務実績をより反映しうるよう、評価が「優秀」「特に優秀」となる成績区分の人員分布を拡大

参考　給与制度の総合的見直し

- 給与制度の総合的見直しとは、民間賃金の低い地域における官民給与の実情の適切な反映、官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し、公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しを柱とする給与制度の改革です。
- 国においては、平成27年４月から３年間で実施しました。

- 給与制度の総合的見直しの主な内容
  - 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し
    - 民間賃金水準の低い地域の官民較差と全国の較差（2.18ポイント）を踏まえ、俸給表水準を平均２%引下げ。
    - １級の全号俸及び2級の初任給に係る号俸の引下げはせず、３級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大４%程度の引下げを行い、40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から、５級、６級に号俸を増設。
  - 地域手当の見直し
    - 俸給表の引下げに伴い、地域手当の支給割合を現行の６段階（３%～最高18%）から７段階（３%～最高20%）とし、支給地域の見直しを行う。
  - 職務や勤務実績に応じた給与配分
    - 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保する観点から、広域異動手当を引き上げる。
    - 単身赴任手当について、公務が民間を下回っている状況を踏まえ、基礎額（現行23,000円）の引上げ等を行う。